

金は五千万円程度は出るだろうと仮定して、当初に三千万円をかりさらに補正で一千万円を計上したわけですが、それはその後における収入がある程度確定してからのことについてですが、実はその後における収入がある程度確定してからのことについて、さらには補正の時点においての説明を申しあげたと思ひます。さらにその後において年度末にありになつてすべの収入が決定して来た次第を申し置きます。その中で、最も例えは収入におきましては最終に約九百万円程度の伸びがある。その他国庫支金等におきましては国民年金事務費の委託料とあるいは都の学校等に対する積算の算定方法が変つたための差額等も入つております。収入も含め、収入中減額となつたものを差引しまして合計で四千二十五万八千四百円が収入増となつたわけがあります。このようになつた三月のぎりぎりになつたやうした決定がなされたためにやむを得ず収入増となつたわけがあります。計費が安いと申しわけはありますが、一応この事情

があるわけを申し置きます。

なお、支出につきますのは、当初見込に二千万円程度というところ、私どもの腹づもりとしては執行残を二%ぐらいというところを積算したわけですが、これは確実に執行残が二%出るかどうかということについては確約はできませんけれども、やはり各課における執行率は一月の補正の際にも説明を申しあげました。その後二カ月の執行状況によつては下るという考へ方でありましたけれども、今回の執行残としてやむを得ず執行を減さなければならぬと思ひます。また経費の節減も

あります。これは組合の負担金の関係で減額になつたものとあります。火葬場組合の関係等もあります。あるいは処理関係の委託料なども一部事情によつて減されてゐるということ、一応積算をしてみますと執行上やむを得ず減つたものは二%程度の三千万円であり、執行率としましては九八%という四十六年度の執行率があります。四十五年度は九七・八%の執行率になつております。収入におき

ましては〇・二、二％の収入率となっております。四十五年度は一〇・一、八％でありますので多少増加しております。

以上のような理由でお入については多少の見込み違いがあると思ひますので、今後わいわいとしては十分努力しましてお入の見込み額をはつきりさせていきたいと考えております。

以上のようないふ合計七千七百万円の残といふことになつております。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男力君） 以上へ質疑を終ります。

○十二番（森田秀雄君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第三十九号については各常任委員会に分割付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男力君） おはかりいたします。ただいま森田秀雄君から所定の賛成者を得て、本案は各常任委員会に分

割付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男力君） 異議なしと認めます。よって議案第三十九号は各常任委員会に分割付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男力君） 二時四十五分まで休憩いたします。

午後二時三十九分 休憩

午後二時四十五分 開議

○議長（末次性男力君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十五議案第四十号昭和四十七年度福生市福生都市計更福生土地区画整理事業会計補正予算第一号を議題といたします。議事係長をして議案の朗読をいたさせます。

（須崎議事係長朗読）省略

○議長（末次性男力君） 朗読を終りました。

本案について提案理由の説明を求めます。都市計画課長、浅見裕康君。

（都市計画課長 浅見裕康君 登壇）

○都市計画課長（浅見裕康君） 指名をいただきましたので、議案第四十号昭和四十七年度福生市福生都市計画福生土地区画整理事業会計補正予算第一号につきまして内容を説明申し上げます。

ただし、朗読がございましたように、今回は入支出に二億五百六十五万円を追加いたしました。入支出予算の総額を、それより三億二千三百三十三万円と定めようとするものでございます。一条におきまして、債務負担行為の変更をお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは事項別明細書によりまして説明を申しあげたいと思っております。

まず、入支出でございますが、今回の補正は、保留地処分金だけではないでございます。これは四十六年度末におきまして、公園団住宅の誘致が決定いたしました関係で、当該保留地を処分しようとするもので

福生市議会

議 三二六

議 三二七

これにつきまして、過日の全員協議会をお開きした際、に細かく説明を申しあげてきたわけでございますが、保留地の処分地積が二万五千三十二、九三平方メートル、処分価格が平方メートル当り二万三千円、処分価格の総額が五億七千五百七十五万七千三百九十円と決定しております。それと、現在公社から予納金としていただいております分が一億八千八百九十一万九千三百三十九円、この利子が二千六百六十一万七千五百五十三円、それに四十六年度の契約時点における三割金として公社が納入した分の一億九千五百六十六万四千七百十九円が、予納金として市の入金に入っているものでござります。そこで本年度はその差額の予算措置をするわけでござります。当初予算におきましては、五千万円の保留地処分金を計上してありますので、今回補正すべき額は五千万円を引いた残り、ここに計上しております。二億五百六十五万円となるわけでござります。これを多分、原分の保留地処分金として入金に計上させていただきます。

支出におきましては、同じく多分、原地区事業費にござります。

です。この事業委託料として、入額をさつくりそのまま支出として二億五百六十五万円を計上しております。

内訳けといたしましたのは、公社会の事業委託料一億九千七百六十五万円、それから先ほど議案が三十九号の一般会計予算の中へ説明がありまして、ように多摩河原地区内に一号公園として現在行なっております。南公園の整備事業でございますが、それに対する区更整理事業会計の持ち出し分としまして、区更整理の場合の事業費の単価は千メートル当り千円ととなっております。また区更整理地区内にあります一号公園としましての南公園のある地積は八千三百六十一平方メートルありますので、したがってこの八百万円を公園事業に對する区更整理事業会計からの持ち出し分として今回補正予算で計上させていただきます。合計委託料が二億五百六十五万円となるわけでございます。

次に債務負担行為の補正をお願いしたいわけでございます。現在区更整理事業の計画としての金額は先ほど朗読されましたように限度額が九億七千七百九十六万円となっておりますが、

今回の補正によりまして十三億百十八万円となるわけでございます。これにつきましては五月二十四日に東京都知事より事業変更の認可をいただきました。

この事業の内容としましては公園の位置の一部変更、保留地の変更、街路の変更等であり基本的には大きな変更はございませんが、一応区更整理法に基づきます変更の該当事業の分は若干変更しておりますので、それに関係いたしまして事業費におきまして変更をいたしました。

なお、十三億百十八万円という数字は区更整理事業計画が終了いたしましたにさらに二度ぐらいの変更をいたしました。最終的にはこの数字を大きく上回るような区更整理事業の事業費となるのではないかと考えております。

以上非常に簡単に申し上げますが、議案が四十号につきましてこの提案理由を終わらせていただきます。

よろしくご審議のうえ原案をご決くださるようお願いいたします。まして説明にかえさせていただきます。

○議長(末次性男君) 以上、提案理由の説明は終了しました。
 以上より本案に対する質疑を行いません。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上、質疑を終ります。

○十二番(森田秀雄君) この際動議を提出いたします。

ただし、議題となっておりません。議案第四十号につきましては建設委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) おはかりいたします。ただし、森田秀雄君

から所定の賛成者を得ず、本案は建設委員会に付託し、審査せしめられたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 異議なしと認めます。よって、議案第四十号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十六、議案第四十一号市道路線の認定についてを議題といたします。

議事係長として議案の朗読をさせていただきます。

(須崎議事係長朗読) 省略

○議長(末次性男君) 朗読を終わりました。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長

古谷徳男君

(建設課長古谷徳男君登壇)

○建設課長(古谷徳男君) 議案第四十一号市道路線の認定について提案理由の説明をいたします。

この路線番号七九二号線は、公知のように武蔵野の拝島駅前の玉川上水に平和橋が完成いたしました。案附をいたしましたが、その橋と取り付道路を含めて認定しようとするものではないです。起点は福生市大字熊川字武蔵野一六九七の六、終点が福生市大字熊川字武蔵野一六六一の一であり、延長が二六、三メートル、中点の橋の部分が四メートル、取付道路の広い部分

が十二メートルという短い道路でござります。

次のページに案内図がござりますが、右側が昭島市との境でございましてその下に認定個所と、横田基地の引込線が玉川上水を渡りまして横田基地の方に引かれてくるわけですが、その引込線の下流約五メートルぐらいの所にある橋でござります。この橋が十二メートル、取り付道路が約十四メートルという長さの路線でござります。よろしくご審議のうえ原案とありご決定くださるようお願い申し上げます。あやうして説明にかんざせました。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明を終りました。これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

○十三番（森田秀雄君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十一号については建設委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま森田秀雄君

から所定の賛成者を得て本案は建設委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よって議案第四十一号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） この際日程オ十七から日程オ二十までを一括して上程いたします。

日程オ十七 議案オ四十二号 福生市表彰条例に基づく一般表彰につ

いて
日程オ十八 議案オ四十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰につ

いて
日程オ十九 議案オ四十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰につ

日程第二十議案第四十五号福生市表彰条例に基づく一般表彰に
ついて、

以上四件を一括して議題といたします。
朗読を省略し、ただちに本案について提案理由の説明を求めま
す。

（助役篠崎俊夫君登壇）

○助役（篠崎俊夫君） 福生市表彰条例におきましては、表彰の
種類を自治表彰、一般表彰および職員表彰の三つに区分いたし
ております。そして自治地方の表彰を送るべき自治表彰の範囲は
その職の就任が選挙または市議会の同意を必要とするもの、
いいかえすと市の三役、市議会議員、教育委員会委員、
監査委員、選挙管理委員および国定資産評価委員の七つの
範囲に限定し、唯一の例外としたとして市の吏員として満二十五年
以上を特に優秀な成績で勤務した者を加えてゐるにすぎないので
あります。最近この自治表彰の範囲にその職の就任について市
議会の同意を必要としない方々、例えば町会長、消防団員、



国民健康保険運営協議会委員、民生委員、保護司あるいはP.T.
A会長等とその範囲に入るべきではないかというご意見が市民の一
部から出ていたのがあります。よってこれらの問題につきまして総合
的な検討を加えるべく市長の諮問機関として設置してござります
福生市表彰審査委員会にお願いを申しあげまして、本年一月
十七日と四月十四日の二回にわたりますして表彰の範囲についてあら
ゆる角度から慎重にご審議をいたしました結果、以上申しあ
げました点について次のような答申をいたしましたのであります。

答申は、何れも表彰することとは具体的にその範囲が非
常にちがひるので、さしむきの措置として一般表彰の制度を活用
して町会長と消防団員の長期勤続の場合に表彰申しあけることに
してはどうかと、そして町会長については通算満八年以上その職に
あつて退職したときに表彰したかどうか、ただし消防団の正副団長の
在任期間については五割、正副分団長の在任期間については三割を
そのいれ加算して計算することが好ましいと、なお本件の実施時
期は福生市の市制施行日でございます昭和四十五年七月一日以降

に退職した者から適用することが好ましい。——という答申をいただいておりますのでござります。

よって本年のこの答申に該当いたします長期勤続の町会長、消防団員の方々につきましては、表彰条例第三条に規定する一般表彰をもって表彰申しあけることとしたので、この機会にご報告申しあげ、ご了承をお願い申しあける次第でござります。

なお、本年は自治功労賞を表彰申しあける該当の方は一人もございませんが、参考までに申しあげますと現在自治功労者の生存者数は五十三人でござります。本年は自治表彰は一人もありませんが、そのかわりこれから逐次ご審議願うように一般表彰は今まで申しあげましたような事情から本年は例年よりと該当者がたくさんおられますして、一般表彰の被表彰者数は全部で四十三人にのぼるのでござります。そしてこれらの表彰該当者を表彰することの可否につきましては去る五月二十九日にあらためて表彰審査委員会をお願ひ申しあげ、具体的にそのおの表彰該当者と表彰申しあけることのお否についてきわめて慎重なるご審議をいただいた次第でござります。

ござります。

なお、本議会の議決はいたしません、来るべき七月一日の市制施行記念日に満十五年以上勤続の優秀職員として表彰いたします。ソレゆへ市役所職員の表彰該当者は本年は四人でありますことと参考までに申し添えておきます。

総括的な説明は以上で終らせていただきました、個々の議案の説明にうつらせていただきます。

まず議案第四十二号でござりますが、これは長期勤続の町会長の一般表彰でござります、ここに記さないとあり該当者は山崎繁三郎、吉川光の二氏でござります。

次の議案第四十三号は長期勤続の消防団員の一般表彰でござります、該当者は記さされておりますとあり消防団長笹本多喜雄氏以下十三名でござります。

次の議案第四十四号は表彰条例第四条第三号に該当いたします本市の市民で著るしい特功により一般の模範とするにふさわしい者、すなわち善行者の表彰でござります。本案記さの橋本ハル殿

は武蔵野台居住、村野定吉殿は牛二町内、青柳コン殿は本町三町内居住、三代はソサいと六十才、七十才という大変なお年寄りであるにどのかわらず、この数年来居住地付近の道路、側溝、ゴミ用地集積所付近の清掃を毎日欠かさず奉仕的にやってこられ又現にやっておられる方々をシヤります。

次の議案が四十五号と表彰条例が三条が四号に該当いたします。善行者の表彰をシヤりますして、本案記さいの香山勇代は加美町内にお住いの四十六才にばらける床屋さんでシヤります。昭和三十九年ごろから現在に至るまで自定近くの小四小學校および小中学校の通学路を中心にいたしまして歩行者、特に児童生徒に対する街頭指導を毎日の日課として行なわれ、なおまた交通安全思想の普及のために「愛の十番」及び「交通報知」という印刷物を、また青少年対策と防犯運動のために「愛の一声コース」という印刷物を自費で発行されましては近住民の方に回覧しておられるのをシヤります。

以上の四議案をご審議いただきまして、満場一致ご確定あらんことをお願いいたします。

とをお願いいたしました。説明を終らせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明を終りました。このより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

○十二番（森田秀雄君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案が四十三号より議案が四十五号については委員会付託および討論を省略し、原案とあり同意であることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） ただいま森田秀雄君から所定の賛成者を得、本案はソサいも委員会付託および討論を省略し、原案とあり同意されたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 異議なしと認めます。よって議案が四十

ニ号、議案ヲ四十三号、議案ヲ四十四号、議案ヲ四十五号は
原案とあり同意することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） この際日程ヲ二十一から日程ヲ二十八まで一括し
て上程いたします。

日程ヲ二十一議案ヲ四十六号福生市表彰条例に基づく一般表彰に
いて、

日程ヲ二十二議案ヲ四十七号福生市表彰条例に基づく一般表彰に
ついて、

日程ヲ二十三議案ヲ四十八号福生市表彰条例に基づく一般表彰に
ついて、

日程ヲ二十四議案ヲ四十九号福生市表彰条例に基づく一般表彰に
ついて、

日程ヲ二十五議案ヲ五十号福生市表彰条例に基づく一般表彰に
ついて

日程ヲ二十六議案ヲ五十一号福生市表彰条例に基づく一般表彰に

ついで

日程ヲ二十七議案ヲ五十二号福生市表彰条例に基づく一般表彰
について

日程ヲ二十八議案ヲ五十三号福生市表彰条例に基づく一般表彰に
ついて

以上八件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、ただちに本案について提案理由の説明を求めます。
助役篠塚俊夫君

○十五番（山田 博君） 暫時休憩をお願いいたします。

○議長（末次性男君） 暫時休憩をいたします。

午後三時十一分 休憩

午後三時十七分開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き、今議を用います。

（助役篠塚俊夫君登壇）

○助役（篠塚俊夫君） この一括しての審議をいただきます。案件はい



議五十二
議五十三
議四十六
議四十七
議四十八
議四十九
議五十
議五十一